

建築基準法第 77 条の 29 の 2 の規定に基づく書類の閲覧について

1. 閲覧場所  
公益社団法人高知県建設技術公社の建築住宅課内とする。
2. 閲覧時間  
業務日の午前 9 時から 12 時及び午後 1 時から 4 時とする。
3. 閲覧申請書  
閲覧を希望する場合は閲覧申請書（別記様式）を提出すること。

(別記様式)

建築基準法第77条の29の2の規定に基づく書類の閲覧申請書

申請日	年 月 日
申請者	住所
	氏名
	電話番号
閲覧を希望する書類	